

答申保第15号  
平成22年7月7日  
(諮問保第19号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年5月7日付けで、「①宅建法に基づく行政指導に関して、建築課が保有している私に関する情報（2003年から現在まで）」及び「②2003年、2005年に建築課が〇〇に文書による行政指導を行った際の、経過と職員対応の状況がわかる文書」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年6月5日付け建第133号で、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年7月28日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 2003年、行政指導が入った後、〇〇の不法行為により、私の個人情報は改ざんされ封殺された。

2005年の再度の文書による行政指導を逆恨みした〇〇は、他のゼネコン、〇〇や各公的機関、警察まで巻き込んで民事暴力介入事件を起こし、現在まで異議申立人は著しい人権侵害と犯罪被害に苦しんでいる。

また、病院でのリハビリ治療、開腹手術も妨げられ、居住地でも安全な生活ができず、市民生活もおびやかされている。

これは、条例第13条3号のただし書き「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要と認められる」に該当し、犯罪被害回復のため、条例第15条の裁量的開示にも該当する。よって不開示決定の取消と全開示を求めたい。

イ グローマー拒否により保護しようとしている〇〇の利益は妥当性を欠くと考える。なぜなら、〇〇は、組織ぐるみで民事介入暴力事件を起こし私と私の親族は、甚大な人権侵害を被り、私は現在も生存権を侵害され市民生活を脅かされているからである。

ウ 犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益上有用性が配慮されるべきなので行政庁の長の裁量的開示が求められる。

エ 事件の発端は〇〇の宅建業法違反であり、通常の不動産トラブルだった。なぜ、〇〇の違法行為が処分に至らないと決定されたのか、その決定の前提としての行政庁の事実認定には重大な誤りがある。

オ 建築課から、文書にて行政指導をした旨、私に報告があった。しかし、〇〇の職員は私に責めを帰し、行政処分を逃れていたことが後に判明した。私や私の親族を侮辱し、宅建法違反を隠蔽し責任逃れをしていた。彼らの業法違反などの隠蔽のために私と私の親族が被害を被っている。

カ 今回の処分決定にあたりそもそも裁量権を行使する前提を欠くことになるので、裁量権の逸脱、濫用に該当すると考えられる。

キ 事実を正確に調査し、適切な処分が行政庁の長の命により行われることを切に望んでいる。

ク 私個人と親族の生存権に直結する事態につき、条例第13条2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる」の絶対的公開事由に該当するので、処分の取り消しを求め、行政庁の長の早急な対応を切に願う。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報について

ア 宅建法に基づく行政指導に関して、建築課が保有している異議申立人に関する情報（2003年から現在まで）。

イ 2003年、2005年に建築課が〇〇に文書による行政指導を行った際の、経過と職員対応の状況がわかる文書。

(2) 不開示決定の理由

ア 上記(1)アについて

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「業法」という。）上、処分等の結果を開示するか否かは、行政処分と行政指導とで相違する。

業法においては、「指示」以上の処分が行われる場合、不正行為防止の観点から業法第8条、第10条及び第70条により公開の手続きが定められている。これらの処分をしたときは、業者名簿に登載され、一般の閲覧に供される。

これに対して、処分に至らない行政指導に関しては、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、購入者等の利益の保護を実現するために行うもので、法的拘束力がないことから、聴聞等の意見陳述の機会が与えられる制度とはなっておらず、行政庁の事実認定に対して反論する機会が与えられないままに行われるものであり、その有無や内容については公開されていないことから、当該行政指導を受けた宅地建物取引業者限りの内部情報となっている。

このため、特定の法人等について行政指導があったこと等を開示することは、当該法人等の信用、社会的地位及び競争上の地位を害するおそれがあり、条例第13条第3号の「法人等に関する情報」のAに該当する。

また、特定の法人等についての行政指導については、対象保有個人情報の存否を答えること自体が行政指導の有無を答えることになることから、条例第16条の規定に基づき、「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する」こととしたものである。

イ 上記(1)イについて

上記(2)アと同様に、当該開示請求自体が、「建築課が〇〇に文書による行政指導を行った際の」とされていることから、対象保有個人情報の存否を答えること自体が、〇〇に対する行政指導の有無を答えることとなるので、条例第16条に基づき、「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する」こととしたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 8 月12日	諮問を受けた。
9 月19日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
9 月24日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11月26日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年 9 月14日	諮問の審議を行った。
11月30日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
12月22日	諮問の審議を行った。
平成22年 1 月29日	諮問の審議を行った。
5 月28日	諮問の審査を行った。
6 月23日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件請求内容に係る保有個人情報について

本件請求内容に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、宅地建物取引業者である〇〇等（以下「本件対象事業者」という。）に対し、実施機関が業法の規定に基づき行政指導を行った際の職員の対応状況等が分かる保有個人情報であり、本件対象事業者が行政指導を受けたことを前提に作成されるものと考えられる。

実施機関は、業法に基づく特定の法人等についての行政指導の事実の有無についての情報は、条例第13条第3号の不開示情報に該当し、請求内容に係る保有個人情報の存否を答えること自体が、本件対象事業者に対する行政指導の事実の有無を答えることとなるとして、条例第16条の規定に基づき、保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

###### イ 業法違反への対応について

業法によると、宅地建物取引業者に関して同法違反の事実があった場合、実施機関は当該業者に対し、同法第71条の規定に基づき、宅地建物取引業者の適正な運営を確保するため必要な指導、助言、勧告（いわゆる「行政指導」）を行うことができることとなっている。

さらに、必要があると認めるときは、業法第72条第1項の規定に基づき業務報告を求める等の対応を行い、同法違反の事実等が確認された場合は、同法第65条第1項又は第3項に基づく「指示処分」、同条第2項又は第4項に基づく「業務停止処分」をすることができ、特に情状が重い等の場合は、宅地建物取引業の「免許取消処分」を行うこととなる。

このうち、「指示処分」、「業務停止処分」及び「免許取消処分」については、当該処分の対象となる宅地建物取引業者に意見陳述のための聴聞を実施した上で処分が行われる。

また、「業務停止処分」及び「免許取消処分」を行ったときは、業法第70条の規定に基づき処分した旨を公告する必要がある、「指示処分」及び「業務停止処分」を行ったときは、同法第8条第2項及び同法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条第1号の規定に基づき宅地建物取引業者名簿に当該処分の年月日及び内容が登載され、一般の閲覧に供されることとなる。

これに対し、業法第71条に基づく「行政指導」は、法的な拘束力はなく、また行政指導の有無や内容等の公表について法令上定められておらず、実施機関の説明によると、実際に行政指導の事実の有無については公開されていない。

#### ウ 条例第13条第3号該当性について

##### (ア) 条例第13条第3号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」とし、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

不開示情報について、条例第13条第3号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 開示することにより、当該法人等又は、当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」，「イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示とすることとしたものである。

これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。したがって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報等については、不開示とすることとしたものである。

本件請求内容に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、本件対象事業者が行政指導を受けたという事実が記録されていると考えられることから、条例第13条第3号の法人等に関する情報であることは明らかである。

(イ) 条例第13条第3号ア該当性

同号アの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは、例えば、法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがあるもの、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの、その他開示することにより、法人等の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがあるものが考えられる。

本件請求内容に係る保有個人情報、仮に存在するとすれば、実施機関は、業法違反についての行政指導の内容について公表していないことから、当該法人等にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、開示されることにより、当該法人等の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

(ウ) 条例第13条第3号ただし書該当性

同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必然性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものであるが、業法に基づく特定の事業者に対する行政指導の内容について、同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって、本件請求内容に係る保有個人情報を条例第13条第3号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

エ 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第16条について

条例第16条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できると定めたものである。

(イ) 処分の妥当性

本件請求内容に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、上記ウで述べたとおり、条例第13条第3号に該当すると認められることから、本件請求内容に係る保有個人情報の存否を答えることは、本件対象事業者に対する行政指導の事実の有無という、条例第13条第3号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当であると認められる。

オ 裁量的開示について

(ア) 条例第15条について

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

(イ) 条例第15条該当性

異議申立人は、異議申立人本人やその親族が直面する状況等を捉えて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等公益上有用性が配慮されるべきなので行政庁の長の裁量的開示が求められる。」旨を主張している。

しかしながら、上記ウのとおり、本件請求内容に係る保有個人情報は、条例第13条第3号の不開示情報に該当するものと認められるところ、特定の事業者に対する行政指導の事実の有無を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

カ その他の主張について

異議申立人は、実施機関が行った監督処分に係る事実認定等についても主張しているが、開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。